

統合型GIS 各データセット（レイヤ）の全庁共有とオープンデータ化の状況について

1. オープンデータ公開済のデータセット（2件）

No.	データセット名	所管課	備考
1	世界遺産・文化財	文化財課	－
2	施設一覧（子ども未来部）	保育総務課	幼稚園・保育園・こども園の所在地など。緯度経度を付したCSV形式でオープンデータ公開済。

2. オープンデータの公開を予定しているデータセット（11件）

No.	データセット名	所管課	現時点での全庁共有状況	オープンデータ公開予定日	備考
3	同報系防災行政無線	危機管理課、消防局指令課	○	令和元年度	－
4	市認定道路網（H26.4.1時点）	土木管理課	○	令和元年度	－
5	公園・緑地	公園緑地課	○	令和元年度	－
6	街路灯データ	道路維持課	○	令和元年度	－
7	都市計画	都市計画課	○	令和元年度	－
8	景観計画	都市計画課	○	令和元年度	－
9	通学区域	教育総務課、教育政策課	○	令和元年度	－
10	民生児童委員担当エリア	福祉政策課	○	令和元年度	－
11	指定道路図（H26.3.31時点）	建築指導課	○	令和元年度	「H26.3.31時点の指定」の文章を付して全庁共有するとともにオープンデータとして公開する。
12	防災情報	危機管理課	○	公開が決定された後、令和元年度から順次	避難所、避難場所については令和元年度中に可能。土砂災害警戒区域・洪水ハザードマップについては、令和元年度、県が作成するハザードマップデータを基に市では令和2年度作成する予定をしており、これを利用してGISデータ作成（レイヤー化）に取り掛かる。緊急輸送道路については、令和元年度中にオープンデータとして公開できるが、土砂災害警戒区域・洪水ハザードマップなど、境界が正確に伝わらないと混乱を招く恐れがある情報のオープンデータ化については、今後慎重な検討が必要である。
13	防犯カメラ設置箇所	危機管理課	○	公開が決定された後、令和元年度から順次	防犯カメラ設置場所については、公開により犯罪抑止効果が期待される一方、設置されていない場所における犯罪発生も懸念される。他の自治体でも公開・非公開の判断が分かれているところであり、慎重な判断を要する。本市として対応を検討し、公開することが決定した場合に市民公開を行う。オープンデータ化についても公開することが決定された場合にのみ可能。

3. オープンデータの公開ができないデータセット (16件)

No.	データセット名	所管課	現時点での 全庁共有状況	オープンデータ不可の理由
14	地形図	都市計画課	○	地形図を基に新たな地図を作成し、不特定多数の者が利用できるようにする場合などには、測量法の規定により、公共測量の複製・使用に関する申請が必要となり、あらかじめ個々に市の承認を得る必要があるため。
15	地番図	資産税課	○	不動産登記法第14条地図の整備が進んでおらず、公図と異なるため権利関係に混乱を招くため。 不動産登記法第14条の整備とは、市町村ないし法務局が公図と現況が大きく乖離している地域を中心に調査を行い正確な地図を備え付けることである。都市部においては、権利関係が複雑化し境界の確認に困難が伴う。また、調査筆数が多く費用や労力が膨大となるため、奈良市内も必要な地域が実施されていない。また、山間部においては高齢化に伴う空き家の増加により、立ち会いが困難な状況にある。以上のことから、地図の整備が進んでおらず、現況と公図が異なるため権利関係に混乱を招く可能性がある。(場合によっては、地権者同士での権利関係等をめぐる争いのきっかけをつくる可能性がある。)
16	航空写真 (H20年・H23年・H26年・H29年撮影分)	資産税課	○	固定資産税業務としての撮影であり画像鮮明度が良すぎるため、住宅等プライバシーを侵害する恐れがあるため。
17	公有財産	資産経営課	○	公有財産の一部には、隣接地との境界が確定していない物件があり、これを公開することにより隣接等関係者とのトラブル発生の原因となるおそれがあるため。
18	自治会区域	地域づくり 推進課	○	自治会は自主的に結成された任意の団体であり、その区域についても、自治会の申し出のみにより把握しているため、市民公開等には適さない。
19	林地台帳	農政課	○	森林法施行規則により、林地台帳情報及び同台帳地図については、個々の申出書の提出と申出者の本人確認を行ったうえで、情報提供することとなっているため。
20	災害情報登録履歴	危機管理課	×	効果的なハード整備により防災対策を進めるために有効であり、令和元年度中から順次全庁共有する準備を進めている。ただし、過去の情報を反映させていくには相応の時間を要する。No20、No21を統一して全庁公開することも検討する。なお、災害情報については、その公開により、被害のあった世帯が特定されてしまうことから、オープンデータ化を含め市民への公開はしない。
21	浸水履歴	危機管理課	×	
22	災害時生活用水協力井戸	危機管理課	×	
23	埋蔵文化財情報	文化財課	×	全庁共有については遺構平面図・土層図等の属性についてほとんど対応できていないため、属性をはずした状態であれば全庁公開できる。ただし発掘調査地のすべてが入力されていないことを注記する必要がある。また、GISを発掘調査地の情報管理のために利用しているが、当初の目的である遺構平面図・土層図がリンクできていないものがあること、発掘調査地の入力作業が途中であること等からオープンデータ化ができない状態である。発掘調査地の入力等が充実できればオープンデータ化する。
24	届出等位置情報 (文化財課)	文化財課	×	GISの地図情報は内部事務として利用している。GISで管理する以前は紙ベースの地図で届出の有無・内容を管理していたが、用紙の経年劣化でデータの紛失等が懸念されたため、統合型GISの導入に伴ってデジタルデータの管理に移行した。紙ベースの情報は使用当初はメモ書き程度のもので、全てが網羅されているものでないため、不完全な情報である。これを是正するためには過去約20,000件のデータを確認する必要がある、莫大な労力が必要である。
25	水利情報	消防局指令課	×	水利データには私設消防水利もあり個人情報も含まれている。公開には所有者の了承等を得る必要があるため共有できない。また、行幸啓・行啓に伴い、警察機関がテロ行為等を警戒し、消火栓蓋及びマンホール等を封印することから水利の位置情報は公開できない。
26	空き家データ	住宅課	×	空き家情報は犯罪などに利用される恐れがあるため、限定的な公開としている。 また、空き家の「疑い」を含む不確定な情報であるため、全てに公開することは難しいと考えている。

(次頁へ続く)

No.	データセット名	所管課	現時点での 全庁共有状況	オープンデータ不可の理由
27	公有財産（人権政策課）	人権政策課	×	対応記録（誰とどのような対応・相談をしたか等）等の個人に関わる情報を含んでいるため。
28	市営JR奈良駅第1及び第2駐車場周辺駐車場分布図	土木管理課	×	指定管理者の公募を検討する際の内部説明資料で、当該駐車場の近隣民間駐車場における駐車料金を課独自で調査し、分布図として作成した地図であるため。
29	地籍調査関連	土木管理課	×	地籍調査を実施する調査区を検討するための内部説明資料であり、オープンデータ化することにより不動産業者による調査区及び調査区近隣の土地先行取得を助長してしまう恐れがあるため。

4. 市の所管ではないが統合型GISへ取り込んで全庁公開し活用しているデータセット（国所管及び商用データ）（9件）

No.	データセット名	所管
30	基盤地図情報	国
31	電子国土基本図（地名情報）	国
32	国勢調査区	国
33	地図で見る統計（統計GIS）	国
34	国土数値情報	国
35	国土基本図郭_2500	国
36	位置参照点	国
37	空中写真の閲覧	国
38	住宅地図	ゼンリン

（補足）

レイヤとは、建物や道路、河川などの地物や、人口分布などの事象を GIS で管理・表現するために、特定の目的ごとに分類し図形やアイコン等で表現したそれぞれの「層」を指します。レイヤとして管理することによって、基盤となる地図の上に複数のレイヤを組み合わせて多角的な分析や確認を行うことが可能となります。また共通の業務的意味をもつ複数のレイヤの集合体をデータセットと呼んでいます。

以下のデータについては、削除済み、もしくは削除予定のレイヤです。

39 移動系防災行政無線電波伝達範囲（危機管理課）：関連事業にかかる一時的な使用目的であったため、削除予定（令和元年度中）。

40 住宅宿泊事業実施制限区域（保健衛生課）：制限区域を特定するには旅館等の位置情報が必要でその登録にかなりの作業が必要と分かり、当該レイヤの利用を再検討することとしたため。

41 地域包括支援センター圏域（福祉政策課）：圏域を登録するにはかなりの作業となり、現在の管理方法（一覧表での管理）を継続することとしたため。